

## 住民監査請求の監査結果について

次の住民監査請求について、監査委員は地方自治法第242条に基づき監査を行い、監査結果を決定しましたので公表します。

## デザインマンホール蓋の設置に関するもの

経 過

令和2年8月17日 監査請求書受付  
令和2年8月26日 監査委員会議にて審議（要件審査）  
令和2年9月15日 請求人及び監査対象局の陳述  
令和2年10月15日 監査委員会議にて審議（結果決定）  
令和2年10月22日 監査結果公表（記者発表）

監査請求の要旨

横浜市長が、新横浜駅周辺、関内駅周辺又は横浜公園内に設置した横浜F・マリノス又は横浜DeNAベイスターズのロゴ等が付いたデザインマンホール蓋（以下「本件デザインマンホール蓋」といいます。）に係る設置費用を支出したことが違法又は不当な公金の支出に該当する。

また、横浜市長が、本件デザインマンホール蓋の設置に当たり、占用料を徴収していないことが違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実<sup>ウカガ</sup>に該当する。

監査の結果**本件請求には理由がないと認めます。（棄却）**

<監査委員の判断要旨>

- (1) 本件デザインマンホール蓋の設置に係る費用を支出したことが違法又は不当な公金の支出に該当するか

地方自治法第242条第2項は、住民監査請求について「当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定し、住民監査請求の期間制限を定めています。

本件請求において請求人が違法又は不当と主張している本件デザインマンホール蓋の設置に係る費用の支出は、平成28年4月13日には終了しているため、本件請求がなされた時点では、当該支出行為から1年を経過していることが認められます。

また、デザインマンホール蓋が歩道及び公園という公衆が通常立ち入ることができる場所に設置されていることから、設置の事実を知り得る状況にあり、その後に調査を行うことで公金の支出の事実を知ることが可能であったと解されます。このことを踏まえれば、正当な理由を認めるに足りる客観的事実も窺<sup>ウカガ</sup>えず、当該支出行為から1年を経過したことにつき正当な理由はないものと認められます。

したがって、本件デザインマンホール蓋の設置費用の支出に係る請求については、住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

- (2) 占用料を徴収していないことが違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実<sup>ウカガ</sup>に該当するか

道路局は、新横浜駅周辺及び関内駅周辺に設置されている本件デザインマンホール蓋について、下水道管の附帯施設として下水道管の占用許可の対象に含まれるものであるとして、別個の占用許可を行っていません。また、道路局は、新横浜駅周辺及び関内駅周辺に設置されている本件デザインマンホール蓋の所有者が環境創造局であり、公共下水道事業の一環として設置するものであることから、占用許可の取扱いにおいて、通常のマンホール蓋と同様として扱います。これらの道路局の占用許可及び占用料に関する取扱いは、法令にのっとり行われたものであると認められます。なお、道路局の調査によると、プロスポーツチームのロゴ等が付いた

デザインマンホール蓋を道路上に設置しているとの回答を得られた政令指定都市のうち、本市と同じプレート式のものを設置している4都市全てで、占用許可の取扱いにおいてデザインマンホール蓋と通常のマンホール蓋とで差異を設けず、いずれも占用料を徴収していないことが認められます。これらのことから、新横浜駅周辺及び関内駅周辺の道路上に設置されている本件デザインマンホール蓋について、占用料の賦課徴収を違法又は不当に怠っているとはいえません。

また、横浜公園内に設置されている本件デザインマンホール蓋については、公園管理者が自ら管理する公園に、暗渠の一部として自ら設置する公園施設であることから、占用許可や占用料徴収の対象とはなり得ません。したがって、占用料の賦課徴収を違法又は不当に怠っているとはいえません。

以上から、市が本件デザインマンホール蓋に係る占用料を徴収していないことは、違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実に該当しないと判断しました。

(別添資料) 監査結果公表文

## 【参考】地方自治法抜粋

(住民監査請求)

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2～4 省略

5 第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6～11 省略

### お問合せ先

監査事務局監査管理課長 三浦 孝之 Tel 045-671-3354

## 第1 監査の結果

本件請求について、請求人の主張には理由がないと認めます。

## 第2 請求の受付

### 1 請求人

(略)

### 2 請求書の提出日

令和2年8月17日

### 3 請求の内容

請求の内容は、別紙1のとおりです。

### 4 要件審査

監査委員は、令和2年8月26日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することを決定しました。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項の決定

横浜市（以下「市」といいます。）が、新横浜駅周辺、関内駅周辺又は横浜公園内に設置した横浜F・マリノス（以下「マリノス」といいます。）又は横浜 DeNA ベイスターズ（以下「ベイスターズ」といいます。）のロゴ等が付いたデザインマンホール蓋（以下「本件デザインマンホール蓋」といいます。）に係る設置費用を支出したことが違法又は不当な公金の支出に該当するか、また、本件デザインマンホール蓋の設置に当たり占用料を徴収していないことが違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実に関連するかを、監査対象事項としました。

## 2 監査対象区局

環境創造局、道路局、政策局、市民局、都市整備局、中区及び港北区を監査対象区局としました。

## 3 証拠の提出及び陳述の聴取

監査委員は、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けました。請求人は、令和2年9月15日に陳述を行いました。

また、同日に、環境創造局及び道路局から見解書（別紙2、3のとおり）の提出を受けるとともに、同局職員から陳述を聴取しました。

## 4 現地調査

令和2年9月1日に監査委員2名が新横浜駅周辺、関内駅周辺及び横浜公園内を視察しました。

## 第4 監査の結果

### 1 請求人及び監査対象局の陳述

請求人並びに環境創造局及び道路局から令和2年9月15日に聴取した陳述内容は、別紙4のとおりです。

### 2 事実関係の確認

請求人からの提出書面及び請求人の陳述、監査対象区局からの提出書面及び監査対象局の陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めました。

#### (1) 本件デザインマンホール蓋の設置及び費用の支出について

本件デザインマンホール蓋は、蓋の表面にマリノス又はベイスターズのロゴ等をデザインしたプレートをビス止めしたものです。

本件デザインマンホール蓋は、市がマリノス及びベイスターズからプレートの寄附を受け、港北区（港北土木事務所）及び中区（中土木事務所）が発注した下水道の修繕工

事において、通常のマンホール蓋から交換したものであるとのことです。マリノスのデザインマンホール蓋については平成23年度から平成27年度までの間に新横浜駅周辺に127か所、ベイスターズのデザインマンホール蓋については平成26年度から平成27年度までの間に関内駅周辺に36か所設置されました。横浜公園内には平成27年度に17か所設置されましたが、その後横浜スタジアムの増築改修工事が行われたことにより、現在は16か所残存しているとのことです。

環境創造局から提出された見解書によると、本件デザインマンホール蓋の設置に係る工事費用の支出は、新横浜駅周辺の本件デザインマンホール蓋については平成27年9月17日に、関内駅周辺の本件デザインマンホール蓋については平成28年4月13日に、横浜公園内の本件デザインマンホール蓋についても平成28年4月13日に終了しているとのことです。

## (2) 道路の占用許可及び占用料の減免に関する根拠規定について

道路法（昭和27年法律第180号）では、道路に下水道管を敷設して、継続して道路を占用しようとする場合の道路管理者の占用許可及び占用料の徴収について、次のとおり規定しています。

### 道路法

#### （道路の占用の許可）

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

(2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

#### （占用料の徴収）

第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び 地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条及び同法施行令第46条では、公共下水道事業を公営企業としています。

## 地方財政法

(公営企業の経営)

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

## 地方財政法施行令

(公営企業)

第46条 法第6条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

(13) 公共下水道事業

横浜市道路占用料条例第6条は、地方財政法第6条に規定する事業を行うため占用するものについて、占用料の一部又は全部を免除することができる旨規定しています。

## 横浜市道路占用料条例

(占用料の減免及び返還)

第6条 市長は、占用が次の各号の一に該当すると認めるときは、占用者の申請により占用料の一部または全部を免除することができる。

(1) 法第39条第2項ただし書に規定する事業及び 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する事業を行なうため占用するもの。

### (3) 道路の占用が認められている物件について

道路局から提出された資料である「道路法解説〔改訂5版〕(道路法令研究会編)」では、道路法第32条第1項の道路の占用に関し、道路法及び同法施行令により道路の占用が認められている物件について、次のように解説しています。

## 六 第1項関係

(4) 「道路の占用」とは道路に各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう（本条第二項参照）。

4 現在、法及び施行令により道路の占用が認められている物件は次のとおりである。

② 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件（例 ケーブル管、熱供給管、都市廃棄物管路、石油管、温泉パイプ）

(1) マンホール、洞道等、これらの附帯施設 も含まれる。

(4) 道路に設置されている本件デザインマンホール蓋に関する占用許可等の取扱いについて

道路局は、道路に設置されている通常のマンホール蓋については、下水道管の附帯施設として、下水道管の占用許可の対象に含まれているものであることから、別個の占用許可は行っていないとのことです。

道路局によれば、下水道管の占用許可については、各区の土木事務所長が区内全ての下水道管を対象に一括して行っており、中区及び港北区の道路に設置されている下水道管については、直近では平成27年度から平成36年度まで占用許可を受けていることが認められます。また、占用料は申請に基づき全部が免除されていることが認められます。

道路局は、新横浜駅周辺及び関内駅周辺の道路に設置されている本件デザインマンホール蓋について、公共下水道事業を所管する環境創造局が所有権を有し、公共下水道事業の一環として設置したものであることから、通常のマンホール蓋と同様の取扱いをしており、下水道管とは別個の占用許可を要するものではなく、また、マンホール蓋を含む下水道管の占用料についても、横浜市道路占用料条例第6条第1項第1号に該当することから、全部を免除しているとのことです。

(5) 横浜公園内の本件デザインマンホール蓋に関する占用許可等の取扱いについて

公園管理を所管する環境創造局によれば、横浜公園内に設置されているマンホール蓋については、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項第8号「門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの」及び同法施行令第5条第7項の「暗渠<sup>きよ</sup>」の一部に該当し、都市公園法第2条の3の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」といいます。）が自ら設置する公園施設であるため、占用許可を要せず、占用料についても課していないとのことです。

都市公園法

(定義)

第2条

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。

(8) 門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの

(都市公園の管理)

第2条の3 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。

(都市公園の占用の許可)

第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

都市公園法施行令

第5条

7 法第2条第2項第8号の政令で定める管理施設は、門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む。以下同じ。）、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。第31条第8号において同じ。）その他これらに類するものとする。

(6) 道路に設置されているデザインマンホール蓋に関する他都市の取扱いについて

道路局が全ての政令指定都市に対して、プロスポーツチームのロゴ等が付いたデザインマンホール蓋（鋳鉄式（鋳鉄製の蓋の表面に直接デザインが施されたもの）、プレート式（デザインを施したプレートを蓋の表面にビス止めしたもの）のいずれも含む。）の道路上の設置の有無について調査したところ、6都市から設置している旨の回答があったとのことです。そのうち1都市ではデザインマンホール蓋と通常のマンホール蓋のいずれについても占用許可を要するとし、他の5都市ではいずれのマンホール蓋についても占用許可を要しないとする違いはあるものの、6都市全てにおいて、占用許可の判断を行うに際して鋳鉄式デザインマンホール蓋、プレート式デザインマンホール蓋及び通常のマンホール蓋を同様に取扱いしており、いずれも占用料を徴収していないことが認められます。



### 3 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

#### (1) 本件デザインマンホール蓋の設置に係る費用を支出したことが違法又は不当な公金の支出に該当するか

法第242条第2項は「当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定し、住民監査請求の期間制限について定めています。

本件請求において請求人は、本件デザインマンホール蓋の設置に係る費用の支出が違法又は不当である旨を主張していますが、前記2(1)のとおり、請求人が違法又は不当と主張している本件デザインマンホール蓋の設置に係る費用の支出は、平成28年4月13日には終了しているため、本件請求がなされた時点では、当該支出行為から1年を経過していることが認められます。

また、法第242条第2項の「正当な理由」について、最高裁平成14年9月12日判決は次のように判示しています。「「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（最高裁昭和62年（行ツ）第76号同63年4月22日第二小法廷判決・裁判集民事154号57頁参照）。そして、このことは、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合にも同様であると解すべきである。」

この判決を踏まえると、本件については、デザインマンホール蓋の設置が歩道及び公園という公衆が通常立ち入ることができる場所に設置されていることから、設置の事実を知り得る状況にあり、その後に調査を行うことで公金の支出の事実を知ることが可能であったと解されます。このことを踏まえれば、正当な理由を認めるに足りる客観的事情も窺<sup>うかが</sup>えず、法第242条第2項に規定する正当な理由はないものと認められます。

したがって、本件デザインマンホール蓋の設置費用の支出に係る請求については、住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

(2) 占用料を徴収していないことが違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実の該当するか

前記2(4)のとおり、道路局は、新横浜駅周辺及び関内駅周辺に設置されている本件デザインマンホール蓋について、下水道管の附帯施設として下水道管の占用許可の対象に含まれるものであるとして、別個の占用許可を行っていません。また、道路局は、新横浜駅周辺及び関内駅周辺に設置されている本件デザインマンホール蓋の所有者が環境創造局であり、公共下水道事業の一環として設置するものであることから、占用許可の取扱いにおいて、通常のマンホール蓋と同様としています。これらの道路局の占用許可及び占用料に関する取扱いは、法令にのっとり行われたものであると認められます。なお、前記2(6)の道路局の調査によると、プロスポーツチームのロゴ等が付いたデザインマンホール蓋を道路上に設置しているとの回答を得られた政令指定都市のうち、本市と同じ形式であるプレート式のものを設置している4都市全てで、占用許可の取扱いにおいてデザインマンホール蓋と通常のマンホール蓋とで差異を設けず、いずれも占用料を徴収していないことが認められます。

これらのことから、新横浜駅周辺及び関内駅周辺の道路上に設置されている本件デザインマンホール蓋について、占用料の賦課徴収を違法又は不当に怠っているとは言えません。

また、横浜公園内に設置されている本件デザインマンホール蓋については、前記2(5)のとおり、公園管理者が自ら管理する公園に、自ら設置する公園施設であることから、占用許可や占用料徴収の対象とはなり得ません。したがって、占用料の賦課徴収を違法又は不当に怠っているとは言えません。

以上から、市が本件デザインマンホール蓋に係る占用料を徴収していないことは、違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実の該当しないと判断しました。

#### 4 結論

本件デザインマンホール蓋の設置費用の支出に係る請求については、前記3(1)のとおり、住民監査請求の要件を満たしていないものと判断しました。

また、本件デザインマンホール蓋の設置に当たり占用料を徴収していないことについては、前記3(2)のとおり、違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実該当するとはいえないと判断しました。

## 5 判断に当たり確認した資料

### (1) 環境創造局

ア 見解書

イ 回答書（9月29日、10月6日、10月9日）

ウ 道路占用許可書等

### (2) 道路局

ア 見解書

イ 他都市のプロスポーツチームと連携したデザインマンホールについての資料

### (3) 都市整備局

市屋外広告物審議会における、横浜 DeNA ベイスターズ及び横浜 F・マリノスのデザインマンホール蓋の設置についての審議に関する資料

### (4) 中区

中土木管内下水道修繕・整備工事（その3）に係る支払伝票、請求書、検査調書等

### (5) 港北区

港北土木管内下水道修繕工事（その5）に係る支払伝票、請求書、検査調書等

令和 2 年 8 月 17 日

(※事実証明書除く)



## 住民監査請求書

横浜市監査委員殿

住民監査請求人

## ● 措置請求の要旨

林文子横浜市長は、以下の通りの、邪な行為によって、市民に損害を与えてきたその損害は市長によって賠償されなければならないから本請求に及ぶものである損害の総額は株式会社DeNaベ이스ターズ分とマリノス分で33、432、256円である

## ● 事件の経緯（事実の開陳）

1) 横浜市長林文子は平成27年4月8日、横浜市中区尾上町1-8関内新井ビル7階株式会社DeNaベ이스ターズ・代表取締役池田純より143万円相当の「横浜DeNaベ이스ターズ制作によるデザインマンホールカバー22枚を「下水道事業のマンホール蓋の老朽化に伴う再整備のために譲り受けた」として、議会に寄付受納の報告を行った・・・(甲1号証)

しかし、寄付受納報告には22枚とあったが、これは偽りで、実際に譲り受けたとする横浜DeNaベ이스ターズ制作によるデザインマンホールカバーは合計で36枚であった。その実物の写真を別に添付する・・・(甲2号証)

2) その物品受納を受けて、横浜市長は、マンホール銅鉄蓋を特注し、その上に市の職員による人件費をかけて、その寄付されたカバーを取り付けて、横浜市の所有するマンホールに取り付けたのであるが、取り付け前の在来のマンホール蓋は、「老朽化している」との「嘘の理由」をでっちあげて廃棄処分したのである。

・・・(甲3号証平成27年3月19日付記者会見資料)

3) 上記の事実を嘘と断定する理由は次の通りである。

マンホール蓋をベ이스ターズ宣伝蓋に交換した個所は別添(甲4号証)図面の通り、市庁舎周辺であるが、このあたり一帯の下水道蓋は無数にあり、設置時期は同じであり、市長が「老朽化のために取り換える」として、ベ이스ターズ宣伝蓋に変えたもの以外のマンホール蓋は、今も「健全に存在」しており、老朽化していないのである。

当時、平成27年当時、「下水道蓋が老朽化していて、取り換えるのに13万円かかるが、

半分をベイスターズに出してもらって助かった」と記者会見した市長の記者に対する説明は、「まっかな嘘」であり、ベイスターズから、多額な献金を受けていたことに対する見返りに、廃棄の必要がないのに・・健全な蓋を老朽化したと称して廃棄して、ベイスターズ宣伝用の特注蓋を「市民の税金で特注」し、それにベイスターズの宣伝デザインプレートを取り付け、公道に据え付けたのである。

4) ベイスターズ広告のために新規購入した特注蓋の費用は一個 7 万 7 千円であり、老朽化もしていないのに、老朽化したと嘘の理由をつけて廃棄されたマンホールの価格は一個 7 万 7 千円であり、新規購入特注下水道蓋の購入総額は 36 枚分 2,772,000 円、廃棄された下水道蓋の価格は同じく 36 枚分 2,772,000 円であったが、本来、後述の通り、市民が負担すべきものではないところから、このことによる横浜市負担=市民が被った損害は合計で 5,544,000 円と計算される・・(甲 5 号証～日之出水道機器株式会社資料)

なお、

取り付けに要した費用のうち、デザインプレート取り付け人工等の公務員の人件費相当は、当局職員の説明で概算金 50 万円程かかったとされる・・在来マンホール取り外しと新規デザインマンホール取り付けについては外注されていたが、蓋弁撤去に 157,324 円を要し、蓋の据え付けに 326,932 円かかったとされるから、これも、ベイスターズのために支払われたものと断定できる、その合計は 484,256 円と計算される(甲 6 号証)・総合計は 6,028,256 円である

5) これと同じように、マリノスというサッカーチームの宣伝のためのマンホールカバーも同様に寄付を(実際には寄付受納はカモフラージュである)受けて、市の予算でこれをマンホール蓋に取り付けて、市中のマンホール蓋として使用してきているが上記ベイスターズと同様の手法で行われており、そのマリノス宣伝蓋は、総合計 127 枚とされており、同様の莫大な損害を市民に与えてきている。

平成 23 年から 27 年にかけて市内に設置されたマリノス宣伝用のマンホール蓋の数は 127 枚であるから、廃棄された市公有財産のマンホール蓋も 127 枚、新たにマリノスの宣伝用のデザインプレートを付けるための特注マンホールも 127 枚で、一枚の価格が 77000 円(現在の調達価格で計算することが正しい)であるから市民が負担させられたマンホール蓋の価格=損害は 19,558,000 円である

さらに、少なくとも 7 年間以上も道路占用料の支払いを免れさせてきた

取り付け費用を 100 万として合計の市民が被った損害は 20,558,000 円である

上記ベイスターズとマリノスの損害額の合計は 26,586,256 円となる

6) 以上の通り、その宣伝目的のデザインプレートの取り付けに、横浜市は、少なくとも

合計金26,586,256円を使ってきた。(損害①)

これは本来横浜市が負担すべき費用ではない・・・市民は被った損害と言える。

● 虚偽の寄付行為によって横浜市が徴収すべき「道路占用料」をまぬがれさせ、徴収してこなかったと事により市民が被った損害について

1) 上記のマンホールカバー・・・デザインプレートは、DeNa bベイスターズらの宣伝目的に制作されたものである。甲2号証・・・これをマンホール蓋に取り付けて、公道に設置して、ベイスターズという民間企業の宣伝のためにこれをおこなえば、法律的には道路法関係法規に違反する行為となるが、市長は、ベイスターズ側と共謀し、このデザインプレートを横浜市に寄付して、寄付受納させて、横浜市自身が、宣伝蓋を道路に取り付けることによって、道路占有料の徴収を免れ、免れさせようと企画したのである。これを「公民連携・商品企画に横浜市が連携」と称している

マンホールにベイスターズの宣伝デザインプレートを張り、これを取り付けたマンホールを張ることは、明白に道路関係法に違反している

この行為は、甲2号証でも明白なことであるが、企業と連携事業で、宣伝行為は、どう言いつくろっても、企業の宣伝行為であることは明白である。

このような「嘘偽りで行う事業」のために、ベイスターズからデザインプレートの寄付を受けるべきではないのに、横浜市長は、ベイスターズから献金を受けている見返りにこれを行い、道路法に違反して、正当な道路占用料も徴収せずに、民間一企業の広告宣伝に手を貸してきた。

2) マンホールの蓋に宣伝用のデザインプレートをかけてその会社の宣伝をしてやれば、その会社はそれ相当に宣伝物の掲示費用を横浜市に支払い・負担しなければならないが、このDeNaベイスターズに特別な肩入れをしてきた市長は、そうした宣伝物掲示費用を徴収することを心良しとせず、邪で違法な行為をしようと考えて、宣伝プレートを市に寄付させるということによって、これを市民に見せて、そこに書かれた会社の宣伝することは、市がやっていることであって、会社がやっていることではないから、宣伝物掲示にかかる費用やプレートを蓋に取り付ける～取り付け損料を徴収しなくてよいとの理屈を考え付き、それらの会社の利益のために、実際には、会社は、宣伝プレートの取り付けを依頼してきただけなのに、貴重なものを寄付されたかのように装って、



寄付受納の報告を議会に行い、もって、会社側に取り付け損料等の支払いを免れさせ、便宜を与えて、その分の損害を市民に与えてきたのである。

この行為をもって、市長の行為は背任行為であると断定できる

- 本監査請求により、市長に損害賠償を求めるその金額の算定

1) 横浜市民が被った損害は以下の通りと計算される

- 1・上記マンホール新規購入代金等 26、586、256円
- 2・市が徴収すべき道路占有料を計算すると1㎡当たり12000円であるから、おおよそ一枚が0.5㎡として総面積は36枚分18㎡で、総額は216,000円となり、徴収を免れた年数は、平成27年から今日までの7年分であるからその総額は1,512,000円となる・・これはペイスターズの分であり、マリノスの分は63.5㎡分で5,334,000円であり、その両者の合計は6,846,000円である（甲6号証道路局資料）

なお、くどいようであるが、道路法によれば、民間の、この度のような宣伝物を道路に設置することはできないことになっている・・・・甲6号証

以上市民が被った損害の合計はペイスターズとマリノスで合計33、432、256円である

以上の通り、林市長は業者と結託して、嘘の寄付行為をでっちあげて、相手会社側に利益を与え、引き換えに莫大な損害を市民に与えたのだから、市民にその損害を賠償しなければならないし、これは、刑事告訴されても仕方がないほどの悪行である

茲に、市長に対して、市民が被った合計33、432、256円の損害を支払うよう勧告されたく

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する



● 添付書類

甲1号証 寄付受納報告関連文書

甲2号証 正規のマンホールとベ이스ターズ宣伝用マンホール蓋の写真と公民連携企画書

甲3号証 企業とのコラボで事業をやるということ、横浜市が企業に費用を負担してもらって助かったという「嘘の市長記者会見の言動」の証拠他の資料

甲4号証 マンホールが老朽化したというウソを言って廃棄したマンホール蓋の位置等

甲5号証 マンホール製造メーカー資料

甲6号証 道路局資料・市長の行為が道路関係法違反であるという事と道路占用料の関係

## 請求人の主張（措置請求）に対する本市（環境創造局）の見解

令和 2 年 9 月 15 日 環境創造局

令和 2 年 8 月 17 日に提出されました住民監査請求書（以下「本件監査請求書」という。）のうち、環境創造局関係部分について、次のとおり当局の見解を述べます。

### 1 前提条件

本市では、これまでに横浜 F・マリノス（以下「マリノス」という。）及び横浜 DeNA ベイスターズ（以下「ベイスターズ」という。）と連携し、デザインマンホール蓋を設置してきました。

マリノスにおいては、港北土木管内下水道修繕工事（その 5）を最後の工事として平成 27 年 9 月 17 日に支出を終了し、また、ベイスターズにおいても、中土木管内下水道修繕・整備工事（その 3）を最後の工事として平成 28 年 4 月 13 日に支出を終了していません。

### 2 デザインマンホール蓋の概要

#### (1) 全国の動向

下水道は代替のない重要なインフラですが、下水道施設のほとんどが地中にあるため、普段、市民の目に触れる機会が少なく市民との結びつきが希薄なものとなり、その大切な役割などが認知されにくい現状があります。（資料 1）

昭和 60 年代頃から、下水道の普及促進や下水道整備への理解促進などを目的に、全国の自治体において、下水道施設で市民の目に触れる機会が多い『マンホール蓋』に着目し、独自のデザインをマンホール蓋に施す取組が広まってきました。

平成 23 年 6 月には都市整備に関する事業において、良好な都市景観の形成を促進するため、国土交通省都市地域整備局により、景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」が策定され、第 5 章の下水道事業では、地域の特徴を図柄で表したマンホール（デザインマンホール）の設置などマンホール蓋の PR 媒体としての有効活用についても検討すべきと記載されています。（資料 2）

また、国土交通省が発起人となり立ち上げた組織である下水道広報プラットフォーム（以下、GKP という）が事務局となり、マンホール蓋に特化したイベント「マンホールサミット」が平成 27 年 3 月から毎年 2 回のペースで開催されています。

あわせて各自治体が道路上に設置している地域の特徴やアニメキャラクターなどのデザインを施したマンホール蓋に関して、GKP と自治体が連携してご当地ものの「マンホールカード」を全国各地で発行しています。その数は現時点で 535 自治体・667 種類にも及んでおり下水道への理解・関心を深めてもらうコミュニケーションツールとして活用されるなど、デザインマンホール蓋は下水道事業の PR のみならず、地域の活性化や

まちの賑わいなどに大きく貢献しています。(資料3)

## (2) 本市における目的

下水道施設で市民の目に触れる機会が多い『マンホール蓋』に着目し、下水道事業のPRや各区が実施する周年イベント等の取組において、市民への啓発を目的としてデザインマンホール蓋を活用しています。(資料4) 多くのデザインマンホール蓋は、区役所のキャラクターなどのデザインを施した円盤状のプレートを手歩道上に設置されたマンホール蓋表面にビス止めした形式となっています。

また、多くの市民に親しまれている地元のプロスポーツチーム等とも連携し、下水道事業のPRに加えて地域の活性化やまちの賑わい、横浜への誘客などにも大きく貢献する取組として、プロスポーツチーム等のマークやキャラクター等の一部を活用したデザインマンホール蓋をこれまでに設置してきています。

本市の下水道事業においても、全国的な動向と同様に「下水道の見える化」や「資産の活用」に繋がる取組として展開してきています。

## 3 本件監査対象のデザインマンホール蓋の概要

### (1) 設置スキーム

政策局の共創フロント（公民連携提案窓口）を通じて、マリノス及びベイスターズからの提案を受けて実施したものです。

デザインされたプレート（止め枠・ビス含む）の寄附を受け、下水道事業のPR等の目的から、土木事務所が発注する下水道の修繕工事にて、既存のマンホール蓋を新しいデザインマンホール用の蓋に交換し、蓋の表面に寄附を受けたプレートをビス止めして設置しています。

### (2) 設置場所及びか所数

本件監査対象のデザインマンホール蓋は道路上の歩道部分に設置しており、その数は163か所で、内訳はマリノスが127か所、ベイスターズが36か所です。

詳細は以下のとおりです。

表 デザインマンホール蓋詳細

|        | 設置年度    | 設置場所                | か所数 |
|--------|---------|---------------------|-----|
| マリノス   | H23-H27 | 新横浜駅から日産スタジアム間の歩道部分 | 127 |
| ベイスターズ | H26-H27 | 関内駅から横浜スタジアム間の歩道部分  | 36  |
|        |         | 合計                  | 163 |

### (3) 設置の考え方

デザインマンホール蓋を設置したエリアは、昭和 40 年代から 50 年代の下水道管の整備にあわせてマンホール蓋を設置しています。

マンホール蓋の老朽化対策は、日常点検等ではがたつきや老朽化などが確認された場合、マンホールの機能向上を図る場合などに、随時、蓋を取り換えています。

マリノス及びベイスターズと連携したマンホール蓋についても、下水道事業の PR やまちの賑わいなどに加えて、最寄り駅から本拠地であるスタジアムへの誘導などの公益性の視点や老朽化対策を兼ねて、効果的な蓋を選定し交換を行ったものです。

### (4) 設置に伴う費用

費用算出にあたっては、本件監査請求書の甲 6 号証と同様の平成 26 年度に工事発注された中土木管内下水道修繕・取付管接続受託工事（その 3）の設計書内の単価にて試算しました。（資料 5）

#### ア 通常鉄蓋に交換する場合

##### (ア) 材料費

1 か所あたり 58,000 円（受枠共）で、163 か所では 9,454,000 円となります。

##### (イ) 蓋枠の撤去費と新たな蓋の据え付け費

蓋枠撤去費（1 か所あたり 4,252 円）と据え付け費（1 か所あたり 8,836 円）

の合計は 1 か所あたり 13,088 円で、163 か所では 2,133,344 円となります。

#### イ デザインマンホール蓋に交換する場合

##### (ア) 材料費

1 か所あたり 69,300 円（受枠共）で、163 か所では 11,295,900 円となります。

##### (イ) 蓋枠の撤去費と新たな蓋の据え付け費

前記(4)ア(イ)の費用と同額の 163 か所で 2,133,344 円となります。

##### (ウ) デザインプレート材料費（マリノス及びベイスターズの負担額分）

甲一号証から 1 か所あたりのデザインプレート代（止め枠・ビス含む）は 65,000 円で、163 か所では 10,595,000 円と想定されます。

本取組により生じた増額費用は、材料費の差額分である 1,841,900 円分（イ(ア)11,295,900 円とア(ア)9,454,000 円の差額）となります。

この増額分は地域の活性化やまちの賑わい創出などにも貢献できる下水道事業の PR としての広報に相当する費用と捉えています。

#### (5) デザインマンホール蓋のデザイン

本件監査対象のデザインマンホール蓋のデザインに関しては、企業 PR として見られぬよう、プロスポーツチームのマークやキャラクター等の一部にとどめるなど、周囲の景観と調和のとれた色合いや誘導機能（スタジアムへの案内矢印表示）などの公益性を有したデザインとしています。なお、本件監査対象のデザインマンホール蓋は屋外広告物に該当するため、横浜市屋外広告物審議会の了承を得ています。

#### 4 本市の見解

地域の特徴やアニメキャラクターなどのデザインを施したマンホール蓋は、全国の多くの自治体においても下水道事業の PR のみならず、地域の活性化やまちの賑わいなどに大きく貢献する媒体として有効活用されており、本市の下水道事業においても、「下水道の見える化」や「資産の活用」に繋がる取組として展開してきています。

本件監査対象のデザインマンホール蓋については、より多くの人々に関心を持ってもらうための波及効果や訴求力を狙い、下水道事業の PR をはじめ地域の活性化やまちの賑わいなどを目的として設置しており、企業の宣伝広告のために取り組んでいるものではありません。

また、下水道事業の PR 及び地域の活性化等への貢献並びに老朽化対策を兼ねて実施した合理的な取組と考えます。

したがって、横浜市民への損害の発生は無いと考えます。



## 請求人の主張（措置請求）に対する本市（道路局）の見解

令和2年9月15日 道路局

## 1 請求人の主張の要旨

横浜市長はデザインマンホール蓋の道路占用料を徴収せず、市民に被害を与えたので、徴収してこなかった道路占用料6,846,000円を支払うよう請求する。

## 2 道路占用許可の取扱い

## (1) マンホール蓋の取扱い

まず、道路を継続して使用する下水道管については、道路法第32条第1項第2号の下水道管に該当することから、道路占用の許可を行っています。

マンホール蓋については、道路法解説（『改訂5版 道路法解説』（道路法令研究会・編著）274頁②（イ））にあるとおり、下水道管の附帯施設として取扱っておりますので、別箇の許可は行っていません。

## (2) デザインマンホール蓋の取扱い

本市のデザインマンホール蓋は、主に区役所の周年事業の一環として、区役所のキャラクターなどのデザインを施した円盤状のプレートをマンホール蓋にビス止めしたものが一般的であり、これらの取扱いについては、通常のマンホール蓋と同様の取扱いとしています。

## (3) 監査対象のデザインマンホール蓋の取扱い

横浜DeNAベイスターズ及び横浜F・マリノスのデザインマンホール蓋は、公共下水道管理者（環境創造局）が所有権を有し、下水道事業の一環として設置している物件であることから、通常のマンホール蓋と同様の取り扱いとしています。

## 3 他都市における道路占用許可の状況

主な政令指定都市に地元プロスポーツチームのデザインマンホール蓋の取扱いを確認したところ、本市の取扱いと同じく、通常のマンホール蓋と同様に下水道管の附帯施設として取扱っており、別箇の許可は行っていません。

## 4 本市（道路局）の見解

本件は、公共下水道管理者が所有するデザインマンホール蓋を、公共下水道事業の一環として設置したものであることから、従来どおり、通常のマンホール蓋と同様の取扱いをしており、道路占用料についても、横浜市道路占用料条例第6条第1項第1号に該当することから、課すものではありません。

## 【参考】

### ○ 道路法（抜粋）

（道路の占用の許可）

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

(1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

(2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件  
（以下省略）

### ○ 横浜市道路占用料条例（抜粋）

（占用料の減免及び返還）

第6条 市長は、占用が次の各号の一に該当すると認めるときは、占用者の申請により占用料の一部または全部を免除することができる。

(1) 法第39条第2項ただし書に規定する事業及び地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する事業を行なうため占用するもの。

（以下省略）

### ○ 地方財政法（抜粋）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第5条の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

### ○ 地方財政法施行令（抜粋）

（公営企業）

第46条 法第6条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

（第1号から第12号まで省略）

(13) 公共下水道事業

## 住民監査請求に係る陳述の速記録

令和 2 年 9 月 1 5 日 (火)

(住民監査請求[デザインマンホール蓋の設置]に関するもの)



開会 午後3時12分

○藤野代表監査委員 少し定刻より早いのですが、皆さんおそろいですので、ただいまから第14回監査委員会議を開催いたします。

住民監査請求「デザインマンホール蓋の設置に関するもの（令和2年8月17日受付）」の陳述を聴取します。

はじめに、皆様に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本日の会議では、監査委員、事務局職員につきましてはマスクを着用させていただくとともに、傍聴席には一定の間隔を設けることといたしました。このため、レイアウト上やむを得ず、このような席の配置とさせていただきました。御了承のほど、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議では、録音、撮影はできませんので、よろしくお願いいたします。

傍聴される方をお願いいたします。

傍聴に当たっては、陳述の妨げとならないよう、御静粛をお願いいたします。会場内では監査委員の指示に従ってください。指示に従っていただけない場合は御退出いただくことがありますので、あらかじめ御承知おきください。

本日の進行は、代表監査委員である私、藤野が務めます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、他の委員を紹介させていただきます。

本間委員です。

○本間監査委員 本間です。よろしくお願いいたします。

○藤野代表監査委員 高品委員です。

○高品監査委員 高品です。よろしくお願いいたします。

○藤野代表監査委員 佐藤委員です。

○佐藤監査委員 お願いします。

○藤野代表監査委員 高橋委員です。

○高橋監査委員 高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○藤野代表監査委員 陳述に際して、幾つか御留意いただきたい点を申し上げます。

陳述される内容につきましては、監査の資料とするため正確に記録する必要がありますので、速記と録音をさせていただきます。御了承願います。

また、本日の陳述の速記録は監査結果に添付して公表しますので、あらかじめ御承知おき

ください。本日の陳述につきましては、監査委員からの質問を含め、請求人、関係職員ともそれぞれおおむね1時間以内としております。また、請求人、関係職員とも監査委員への質問はできません。

請求人の陳述する内容は、職員措置請求書に基づき、請求書に書かれた事項を補足する内容としてください。

請求人の陳述に続いて、関係局の職員による陳述を行います。陳述人は、この関係局の職員の陳述に対して最後に意見表明を請求人お二人合わせて5分以内で行うことができます。ただし、この機会は意見を表明する場ですので、質問することはできません。

## 請求人陳述

○藤野代表監査委員 それでは、陳述人の陳述の聴取を実施いたします。

請求人の方は陳述をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○請求人 ●●でございます。

林文子市長自身による不正行為を強く弾劾する目的で、このたびの監査請求書を出したわけですが、横浜市長林文子さんは、ベ이스ターズから多額の献金を受けております。そうしたことから、その親会社のDeNA、デナというんですか、相談して、その広告、宣伝物を下水道蓋に取り付けることで、献金の見返りにベ이스ターズを宣伝してあげたことを考えたんだと思われまして。

本当は、最初の頃は、横浜市はこのベ이스ターズ関係の企業とコラボするというのを言っておりましたが、コラボレーションではいわゆる違法行為ももちろんできないし、下水道蓋にベ이스ターズの宣伝をつけることはできないんです。そこで、いろいろ考えたんだと思うんですが、下水道蓋は公共物であり、道路上に設置されているものについては、道路法の規定でも民間会社の広告物をはりつけては、広告してはならないことになっていました。

そこで今、申し上げたように、普通のコラボレーションでは、ベ이스ターズの宣伝物をマンホールに取り付けて、道路上に設置することができないわけです。そこで、横浜市長は一計を講じて、そのベ이스ターズの広告物を市に寄附してもらって、そういうことを装って、これは装ったわけです。その寄附された広告物を市自身の手で特注マンホールに取り付けて、同じく横浜市自身の手でこれを道路に置いたんだから、すなわちベ이스ターズの宣伝

をしたのではないと、その宣伝物を寄附された横浜市がベイスターズそのものが宣伝したのではなくて、その宣伝物を寄附された横浜市がまちの賑わいのためにベイスターズの宣伝物を取り付けた蓋を取り付けて、道路に置いただけに過ぎないんだというように装いました。

そうすることによって、道路に民間会社の広告物を設置してはならないという道路法の違法行為を違法でないように見せかけたわけです。民間の広告物を道路に表示したならば、それが違法だろうが何だろうが、実際にそういうことをやったら、道路の占用料というのがありまして、横浜市に対して道路の占用料というのを払わなければなりません。ところが、横浜市に寄附されたベイスターズの広告物を横浜市が道路に置いたのだから、道路占用料をベイスターズが払う必要はないというような論法で、今、申し上げたように、ベイスターズの広告物を横浜市自身が寄附を受けたということで、下水道の蓋として道路に設置したというのが今度の事件なんです。

このまやかしはよく摘発されますけれども、外国籍の者を不法に入国させて就労させる目的で、例えば偽りの婚姻届を出す、結婚しているという戸籍の謄本を取って、それを入国管理局に示して、我々は結婚しているんだから、この外国の女を例えば入国させて、滞在許可を与えてくださいなんていうようなことがよく行われて、これがいわゆる偽装結婚なんです。合法を装って偽装したことを問題として、出入国管理法違反などでよく検挙されたりしますが、それと同じように、もともとベイスターズと横浜市がコラボするということになっていただけけれども、コラボでは違法行為を見逃されることがないということになっちゃうから、コラボではなくて、あくまでもベイスターズのマンホールのいわゆる宣伝物を横浜市がもらったことにして、横浜市自身が道路に設置することにして、違法行為を逃れようとしたと、簡単に言うと、今、結婚詐欺のことを言いましたが、同様な行為を行ったものと考えられます。

ベイスターズといった民間会社の広告物を、違法を逃れるやり方で、インチキなやり方で、誤魔化すために、その宣伝物を横浜市に寄附させて、寄附受納をしたと議会にも説明しました。本来、このような目的で使用することを承知で、寄附受納をするべきではありませんけれども、こうした公序良俗に反する寄附を受け付けてはならないと思いますが、横浜市長が企画した計画でございますから、当然横浜市はこのベイスターズからの広告物の寄附を受けたわけです。

さて、その広告物、宣伝物を下水道蓋に取り付けるに当たっては、在来の蓋があるわけで

ございまして、在来の蓋にはこの広告物を取り付けることができませんので、下水道蓋を取り替えなければなりません。そこで、横浜市長は今まであった下水道蓋を撤去して、これを捨てました。その際、横浜市長は記者会見で、下水道蓋が老朽化が進んでいますと、下水道蓋を取り替えなければならないからという、うそをでっち上げて、多くの下水道蓋を取って捨てました。そして新たにベ이스ターズの広告物を取り付けるように工夫された特注の下水道蓋を購入して、横浜市自らが購入して、それにベ이스ターズの広告物を取り付けて、今申し上げた、捨ててしまった、正しい下水道蓋の上にチェンジして乗せたのでございます。

今、うそだとか偽りだとか言いましたけれども、このことについては林市長自らが記者会見でしゃべっておりまして、その記録が残っておりまして、既に監査請求書に添付いたしました。平成27年当時使われていた下水道の蓋はたくさんございまして、今、このベ이스ターズの宣伝をして、今まであったものをチェンジしたという蓋ですね、その特注蓋の周りには、平成27年当時使われていた蓋が今でも残っております。ほとんど全ては、今、チェンジしなかったものは全部残っております。

すなわちどういうことを言っているかと言うと、林市長が蓋が老朽化したから、取り替えなきゃいけないんだけど、ベ이스ターズがお金を出してくれて、それで直すことができるんだ、というようなことを言っていますが、それはみんなうそだということを物語っていると思います。

監査委員の皆さんも既にお分かりだと思うんだけど、下水道蓋は林市長が言うように老朽化はしてなかったんです。今でも健在に使われている、そのほかのやつです。

市長はベ이스ターズの広告物を設置するために、今まである下水道蓋が老朽化したと言って廃棄させて、実際には老朽化もしてないものを捨ててしまったわけだから、その公共財産の不当な処分ということが認められると思います。

林市長はその在来下水道の廃棄、捨てちゃったのと、ベ이스ターズ広告物を設置のために、お金を払って特注した蓋について記者会見をして、こういうことを言っています。

本来、下水道蓋製作の費用は13万円かかるが、半分をDeNAが出してくれたから助かった、ありがたいと述べております。この13万円というのは、半分というのは下水道蓋に取り付けられたベ이스ターズの広告物の製作費用相当であります。残りの半分というのは、特注蓋を製作する費用でございまして、あたかも老朽化した蓋の交換費用が13万円かかるように説明しているわけですが、実際の正規の蓋の製作費用は6万円そこそこです。

このことを証明するために、既にメーカーから制作費の見積書を取り寄せて、監査委員会に提出してございます。

13万円の半分は出してくれたというのは真っ赤なうそで、DeNAが出したのは、自分の宣伝をするためのいわゆる宣伝物の製作代だけでございまして、下水道蓋について全くお金を出したことはございません。

林市長はベ이스ターズの宣伝をするために市民の財産である、まだ十分使用できる下水道蓋を捨てさせて、ベ이스ターズ宣伝用の蓋を特別につくらせて、それを市の職員などにボルトで止めさせたり、いろいろな作業をさせて、廃棄させた下水道の蓋にかわって、そのベ이스ターズ宣伝用の蓋を取り付けたわけでございまして、これは先ほどから申し上げているように、道路法に違反する行為でございます。しかも取り付けたものは、横浜市長が取り付けたんだから、いわゆる道路占用料は徴収しないとあって、道路占用料も徴収してございません。

さらに、この監査請求が認められて、今、設置されているベ이스ターズ宣伝を兼ねた蓋というのが取り除かれた場合においては、新たに正しい、正規の蓋をまたメーカーから買入れて、それを設置しなければなりませんから、相当な損害がさらに横浜市に降りかかるものと考えられます。

今、ベ이스ターズのことを申し上げましたけれども、マリノスの場合も同様でございます。マリノスの宣伝のために、ベ이스ターズ同様の行為が行われました。その損害金の総額は既に監査請求書にお書き申し上げております。

一番重要なことは、ほかの事件では実はベ이스ターズの開幕戦を祝うために、横浜市の公金を使って横浜市長林文子の名で大きな花輪を出したという事件がありましたが、これについては既に刑事告発をして一回受理されましたが、林市長は自分がやった行為ではないというふうに言い逃れたために、不起訴になりました。

今度のこの事件は、林市長自身がDeNAの社長と一緒に共同記者会見を開いて、何度も申し上げるように、横浜市の蓋が老朽化しているから取り替えるんだと、取り替えなければならないところ金がかかるから、半分ベ이스ターズに出してもらったんだというようなインチキの話をして、やっているところから見れば、確固たる考えがあって、林市長自らこの違法行為を行ったものだと考えられているわけでございまして、とんでもない背任行為であるというふうに考えております。

一応、監査委員におかれましては、こうした行為を是正するように、強く勧告していただ

きたいものと思っております。

とりあえず私はそこまでしゃべって、あとは●●からちょっとまたお話しします。

○請求人　しゃべらせていただきます。

これは国道16号の歩道上にも何個か設置されていまして、開示請求をしたら二次占用許可は受けずに設置されていまして。それと今先生がおっしゃったように、昭和の時代のマンホールの蓋が結構まだ現存しているということは、かなりの耐久性は持っているはずだと思うので、この老朽というのがどうも理解しにくい、市民として。そこもやはり無用に取り替えたんじゃないのかなと、ひどいのだともう、郊外行くとコンクリート蓋の蓋まで存在している状況が結構見られますので、そこもちょっと御配慮いただければと思います。

以上です。すみませんでした。

○請求人　追加で、今、申し上げたように、いずれにしても今、ベ이스ターズのことで言えば、旧市庁舎の周りなんですけど、旧市庁舎の周りの一部分にこのベ이스ターズの宣伝を乗せた蓋を取り替えましたが、何度も申し上げるように、その周りにはたくさんと同じ時期につくられて、同じ時期に設置された下水道蓋があるんですけども、それらの蓋はいずれも今日まで今なお使われております。

そういうことから考えてみると、林市長が老朽化したから取り替えるといったのは、真っ赤なうそだと。あくまでもベ이스ターズの宣伝物を取り付けるために、余計なお金まで払って新しい宣伝蓋をつくってまで、まだ有効に使われる蓋を捨てさせたと考えられます。事実はそういうことだと思います。

○藤野代表監査委員　よろしいでしょうか。

ただいまの陳述内容に関しまして、各委員から質問がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。特になし。

それでは、質問もないようですので、質疑はここまでといたします。

以上で請求人の陳述の聴取は終わりとなります。

請求人の方は立会人席への移動をお願いいたします。

また、関係職員は陳述人の席へ着席してください。

## 関係職員陳述

○藤野代表監査委員　引き続きまして、関係職員の陳述の聴取を行います。

関係職員は、本件監査請求に関する見解を簡潔、明瞭に陳述していただくようお願いいたします。

それでは、関係職員の方はまず所属、補職名及び氏名を述べた上で陳述をお願いいたします。

○竹内下水道計画調整部長 環境創造局下水道計画調整部長の竹内と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、環境創造局の見解書を説明させていただきます。

お手元の環境創造局が提出した資料を御覧ください。

請求人の主張（措置請求）に対する本市（環境創造局）の見解。令和2年9月15日環境創造局。

令和2年8月17日に提出されました住民監査請求書（以下「本件監査請求書」という。）のうち、環境創造局関係部分について、次のとおり当局の見解を述べさせていただきます。

1、前提条件についてでございます。

本市では、これまでに横浜F・マリノス（以下「マリノス」という。）及び横浜DeNAベイスターズ（以下「ベイスターズ」という。）と連携し、デザインマンホール蓋を設置してきました。マリノスにおいては、港北土木管内下水道修繕工事（その5）を最後の工事として平成27年9月17日に支出を終了し、また、ベイスターズにおいても、中土木管内下水道修繕・整備工事（その3）を最後の工事として平成28年4月13日に支出を終了しています。

次に、2、デザインマンホール蓋の概要についてでございます。

（1）全国の動向。下水道は代替のない重要なインフラですが、下水道施設のほとんどが地中にあるため、普段、市民の目に触れる機会が少なく市民との結びつきが希薄なものとなり、その大切な役割などが認知されにくい現状があります。

添付しました資料1を御覧ください。国土交通省が平成29年に実施した下水道に関する意識調査の結果を抜粋した資料でございます。

下段の赤枠で囲っている部分を見ますと、20代、30代の方の約60%以上が普段の生活で下水道について「あまり意識していない」または「意識したことがない」と回答しており、下水道について意識していない人が多いことが分かります。その背景としましては、若い世代の方々には生まれた頃には既に下水道が整備されていたため、水洗トイレが使用でき、河川の水質汚濁を目にする機会や頻繁に発生した浸水被害の経験も少ないなど、下水道が

整備される前と整備された後の効果を直接目にしていないためと考えられます。

見解書にお戻りください。

昭和60年代頃から、下水道の普及促進や下水道整備への理解促進などを目的に、全国の自治体において、下水道施設で市民の目に触れる機会が多い『マンホール蓋』に着目し、独自のデザインをマンホール蓋に施す取組が広まっていきました。

平成23年6月には都市整備に関する事業において、良好な都市景観の形成を促進するため、国土交通省都市地域整備局により、景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」が策定され、第5章の下水道事業では、地域の特徴を図柄で表したマンホール（デザインマンホール）の設置などマンホール蓋のPR媒体としての有効活用についても検討すべきと記載されています。

資料2を御覧ください。

3ページ目の上段の枠内の中段部分にその記載があり、また下段の赤枠内には地域の特色をデザインしたマンホール蓋の事例として、地元プロスポーツチームや富士山がデザインされた蓋が記載されており、都市景観の形成や観光資源として活用されていることが分かります。

見解書にお戻りください。

また、国土交通省が発起人となり立ち上げた組織である下水道広報プラットフォーム（以下、G K Pという）が事務局となり、マンホール蓋に特化したイベント「マンホールサミット」が平成27年3月から毎年2回のペースで開催されています。

あわせて各自治体が道路上に設置している地域の特徴やアニメキャラクターなどのデザインを施したマンホール蓋に関して、G K Pと自治体が連携して御当地ものの「マンホールカード」を全国各地で発行しています。その数は現時点で535自治体、667種類にも及んでおり下水道への理解・関心を深めてもらうコミュニケーションツールとして活用されるなど、デザインマンホール蓋は下水道事業のPRのみならず、地域の活性化やまちの賑わいなどに大きく貢献しています。

資料3を御覧ください。

2ページに、マンホールサミットの概要やその様子が分かる写真などが掲載されています。2018年に北九州市で開催されたサミットには過去最高の5,000人が来場したと聞いております。

また、3ページ以降にありますように、各自治体のマンホール蓋の中には、地元プロスポ



ーツチームやアニメキャラクターなどをデザインとして施したものが多数あることが分かります。

見解書にお戻りください。

続いて2の(2)本市における目的についてでございます。

下水道施設で市民の目に触れる機会が多い『マンホール蓋』に着目し、下水道事業のPRや各区が実施する周年イベント等の取組において、市民への啓発を目的としてデザインマンホール蓋を活用しています。

多くのデザインマンホール蓋は、区役所のキャラクターなどのデザインを施した円盤状のプレートを歩道上に設置されたマンホール蓋表面にビス止めした形式となっています。また、多くの市民に親しまれている地元のプロスポーツチーム等とも連携し、下水道事業のPRに加えて地域の活性化やまちの賑わい、横浜への誘客などにも大きく貢献する取組として、プロスポーツチーム等のマークやキャラクター等の一部を活用したデザインマンホール蓋をこれまでに設置してきました。

本市の下水道事業においても、全国的な動向と同様に「下水道の見える化」や「資産の活用」につながる取組として展開してきています。

資料4を御覧ください。

上段部分に全国におけるプロスポーツチームやアニメキャラクターのデザインマンホールを施した蓋を中段部分に、本市における区のキャラクター等を活用したデザインマンホール蓋を、下段部分に、本市でのプロスポーツチーム等と連携したデザインマンホール蓋を示してございます。

見解書にお戻りください。

続いて、3、本件監査対象のデザインマンホール蓋の概要についてでございます。

(1)設置スキーム。政策局の共創フロント（公民連携提案窓口）を通じて、マリノス及びベイスターズからの提案を受けて実施したものです。デザインされたプレート（止め枠・ビス含む）の寄附を受け、下水道事業のPR等の目的から、土木事務所が発注する下水道の修繕工事にて、既存のマンホール蓋を新しいデザインマンホール用の蓋に交換し、蓋の表面に寄附を受けたプレートをビス止めして設置しています。

(2)設置場所及び箇所数。本件監査対象のデザインマンホール蓋は道路上の歩道部分に設置しており、その数は163か所で、内訳はマリノスが127か所、ベイスターズが36か所です。設置年度、設置場所の詳細は表のとおりです。

次のページにまいります。

設置の考え方、設置に伴う費用については富永より説明いたします。

○富永下水道管路部長 ここから環境創造局下水道管路部長の富永が御説明させていただきます。

(3)設置の考え方。デザインマンホール蓋を設置したエリアは、昭和40年代から50年代の下水道管の整備に合わせてマンホール蓋を設置しております。

マンホール蓋の老朽化対策は、日常点検等ではがたつきや老朽化などが確認された場合、マンホールの機能向上を図る場合などに、随時、蓋を取り替えています。マリノス及びベイスターズと連携したマンホール蓋についても、下水道事業のPRやまちの賑わいなどに加えて、最寄り駅から本拠地であるスタジアムへの誘導などの公益性の視点、それから老朽化対策を兼ねて、効果的な蓋を選定し交換を行ったものです。

(4)設置に伴う費用。費用算出にあたっては、本件監査請求書の甲6号証と同様の平成26年度に工事発注された中土木管内下水道修繕・取付管接続受託工事(その3)の設計書内の単価にて試算しました。

ア、通常鉄蓋に交換する場合。(ア)材料費でございます。1か所当たり5万8,000円(受枠共)で、163か所では945万4,000円となります。

資料5を御覧ください。

ここでいう材料費は、赤で囲んであります最上段、人孔ダクタイル蓋に当たります。

続いて、見解書に戻りまして、(イ)蓋枠の撤去費と新たな蓋の据付費についてでございます。蓋枠撤去費(1か所当たり4,252円)と据付費(1か所当たり8,836円)の合計は1か所当たり1万3,088円で、163か所では213万3,344円となります。この蓋枠撤去費につきましては、先ほどの資料5の3段目に記載があります蓋枠撤去工、また据付費については、4段目に記載があります蓋及び調整コンクリートブロック据付工の単価でございます。

続いて、見解書にお戻りいただければと思います。

イ、デザインマンホール蓋に交換する場合についてですが、材料費(ア)1か所当たり6万9,300円(受枠共)で、163か所では1,129万5,900円となります。

再び資料5を御覧いただければと思います。

この材料費は2段目赤枠で囲んでございますデザインマンホール蓋に該当いたします。

再び、見解書に戻りまして、(イ)蓋枠の撤去費と新たな蓋の据付費については、前記(4)ア(イ)の費用と同額の163か所で213万3,344円となります。

(ウ) デザインプレート材料費（マリノス及びベイスターズの負担額分）についてです。

甲1号証から1か所当たりのデザインプレート代（止め枠・ビス含む）は6万5,000円で、163か所では1,059万5,000円と想定されます。

以上のことから、本取組により生じた増額費用は、材料費の差額分である184万1,900円分。こちらはイの（ア）1,129万5,900円とアの（ア）945万4,000円の差額となります。この増額分は地域の活性化やまちの賑わい創出などにも貢献できる下水道事業のPRとしての広報に相当する費用と捉えております。

こちらから、竹内部長再び説明いたします。

○竹内下水道計画調整部長 ページをおめくりください。

(5)デザインマンホール蓋のデザインについてです。

本件監査対象のデザインマンホール蓋のデザインに関しては、企業PRとして見られぬよう、プロスポーツチームのマークやキャラクター等の一部にとどめるなど、周囲の景観と調和のとれた色合いや誘導機能（スタジアムへの案内矢印表示）などの公益性を有したデザインとしています。なお、本件監査対象のデザインマンホール蓋は屋外広告物に該当するため、横浜市屋外広告物審議会の了承を得ています。

最後に、4の本市の見解でございます。

地域の特徴やアニメキャラクターなどのデザインを施したマンホール蓋は、全国の多くの自治体においても下水道事業のPRのみならず、地域の活性化やまちの賑わいなどに大きく貢献する媒体として有効活用されており、本市の下水道事業においても、「下水道の見える化」や「資産の活用」につながる取組として展開してきています。

本件監査対象のデザインマンホール蓋については、より多くの人々に関心を持ってもらうための波及効果や訴求力をねらい、下水道事業のPRをはじめ地域の活性化やまちの賑わいなどを目的として設置しており、企業の宣伝広告のために取り組んでいるものではありません。

また、下水道事業のPR及び地域の活性化等への貢献並びに老朽化対策を兼ねて実施した合理的な取組と考えています。したがって、横浜市民への損害の発生はないと考えます。

環境創造局の見解は以上でございます。

○山浦道路部長 道路局道路部長の山浦と申します。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

請求人の主張に対する本市道路局の見解を述べさせていただきます。

1、請求人の主張の要旨。横浜市長はデザインマンホール蓋の道路占用料を徴収せず、市民に被害を与えたので、徴収してこなかった道路占用料684万6,000円を支払うよう請求する。

2、道路占用許可の取扱い。(1)マンホール蓋の取扱い。

まず、道路を継続して使用する下水道管については、道路法第32条第1項第2号の下水道管に該当することから、道路占用の許可を行っています。

マンホール蓋については、道路法解説（『改訂5版道路法解説』（道路法令研究会・編著））にございますとおり、下水道管の附帯施設として取扱っておりますので、別箇の許可は行っていません。

(2)デザインマンホール蓋の取扱い。本市のデザインマンホール蓋は、主に区役所の周年事業の一環として、区役所のキャラクターなどのデザインを施した円盤状のプレートをマンホール蓋にビス止めしたものが一般的であり、これらの取扱いにつきましては、通常のマンホール蓋と同様の取扱いとしています。

(3)監査対象のデザインマンホール蓋の取扱い。横浜DeNAベイスターズ及び横浜F・マリノスのデザインマンホール蓋は、公共下水道管理者（環境創造局）が所有権を有しております。下水道事業の一環として設置している物件であることから、通常のマンホール蓋と同様の取扱いとしています。

3、他都市における道路占用許可の状況。主な政令指定都市に地元プロスポーツチームのデザインマンホール蓋の取扱いを確認したところ、本市の取扱いと同じく、通常のマンホール蓋と同様に下水道管の附帯施設として取扱っており、別箇の許可は行っていません。

4、本市（道路局）の見解です。本件は、公共下水道管理者が所有するデザインマンホール蓋を、公共下水道事業の一環として設置したものであることから、従来どおり、通常のマンホール蓋と同様の取扱いをしており、道路占用料については、横浜市道路占用料条例第6条第1項第1号に該当することから、課すものではありません。

次のページに、御参考まで、道路法で占用許可となるものの限定列举の抜粋、(2)で下水道管。また、横浜市道路占用条例からの抜粋。免除できるものとしまして、地方財政法第6条に規定する事業。地方財政法の抜粋ですが、第6条で公営企業、政令で定めるもの。それから、地方財政法施行令の抜粋ですが、第46条(13)公共下水道事業というものを付け加えております。

説明は、以上でございます。

○藤野代表監査委員 ただいまの陳述内容につきまして、各委員から質問がありましたらお願いいたします。

○本間監査委員 本間からお聞きします。環境創造局に対して、確認ですが、ベ이스ターズとマリノスのデザインマンホール設置に関する費用の支出は直近でいつ完了していますか。

○竹内下水道計画調整部長 まず、この表紙に書かせていただきました支出につきましては、マリノスについては港北土木管内修繕工事、最後の工事として平成27年9月17日に支出を終了してございます。ベ이스ターズにつきましては、中土木管内で水道修繕整備工事その3を最後の工事として、平成28年4月13日に支出を終了しています。

○本間監査委員 もう一度改めてお伺いいたしますが、本件デザインマンホール蓋の設置に際して、当時、道路や公園の占用許可申請は行っているんですか。また、これに関する占用料の取扱いはどうだったんですか。

○富永下水道管路部長 先ほど御説明を申し上げたとおり、下水道管に附帯する構造物としての取扱いということでございまして、今回のマンホール蓋の交換に伴う特段の手続は公共下水道側としてはしておりません。

○本間監査委員 環境創造局及び道路局にお伺いしますが、プロスポーツチームのデザインマンホール蓋を設置している他都市の事例では、占用許可及び占用料の取扱いはどうなっていますか。

まず、環境創造局。

○竹内下水道計画調整部長 広島市については、今、カープの絵があったと思いますが、そこについては占用手続、占用料の支出はないと聞いております。

○山浦道路部長 道路局からお答えいたします。広島のほか、仙台市、千葉市、静岡市、神戸市、福岡市、こうした政令指定都市に対しまして、このようなプロスポーツのロゴをデザインしたデザインマンホール蓋の設置条件について聴き取り調査を行いました。

まず、デザインマンホール蓋につきましては、通常のマンホールと同一の扱いをしている。つまり下水道管の附帯施設として扱っているということで、デザインマンホールだからといって個別に許可をしているわけではないということをまずお聞きしております。それから、占用料につきましても、徴収しているというお話は伺っておりません。

○本間監査委員 では、他都市の状況に関する資料を後日提出してください。お願いします。私からは以上です。

○藤野代表監査委員 ほかに御質問ございますか。

○高品監査委員 高品のほうから御質問いたします。

まず1つが、本件のデザインマンホール蓋につきまして、マンホール蓋の上にマンホールカバーが乗っている状態になっていますが、このカバー部分につきまして、いわゆる二次占有には当たらないのでしょうか。

道路局のほうにお伺いいたします。

○山浦道路部長 道路局です。今回の物件につきましては、環境創造局が所有するということから、二次占有という手続は求めておりません。

○高品監査委員 2番目の質問でございます。

マンホール蓋の本来の設置目的は下水道の維持管理であると思いますが、本件マンホールカバーはその目的に必要なものとは考えにくいと思います。マンホール蓋はもともと下水道の維持管理を目的とした占有許可を得ているのですから、それ以外の目的でマンホールカバーが設置された場合には、新たな占有許可や占有料の徴収が必要になるのではないのでしょうか。

道路局のほうからお答え願います。

○山浦道路部長 道路局です。

デザインマンホールでありましても、公共下水道管理者である環境創造局が所有している場合につきましては、それにつきましても公共下水道事業の一環として設置されたものであるということから、二次占有を求めておりませんし、また占有料についても求める考えはございません。

○高品監査委員 最後の質問になりますが、本件のデザインマンホール蓋は本市の屋外広告物条例上、屋外広告物と位置づけられているとのことですが、その場合でも新たな占有許可や占有料徴収の対象にはならないということですか。

道路局のほう、お願いいたします。

○山浦道路部長 道路局です。

デザインマンホール蓋の取扱いにつきましては、もう下水道事業の一環として設置するという道路法上の解釈をしております、道路占有条例6条1項1号に該当することから、占有料は課さない、また二次占有につきましても求めないこととしております。

○高品監査委員 以上でございます。

○藤野代表監査委員 それではほかの委員から、質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、ほかにないようでしたら、質疑はここまでといたします。今後監査を行う上で必要がある事項について関係職員に対し、書面の提出等をお願いすることがありますので、よろしく願いいたします。

それでは、関係職員の陳述の聴取は終了いたします。

最初に申し上げましたとおり、請求人はただいまの関係職員の陳述についてお二人合わせて5分以内で意見を表明することができます。ただし、質問することはできません。

最後に意見表明を希望されますか。

○請求人 はい。

○藤野代表監査委員 それでは、よろしく願いいたします。

○請求人 今、当局の説明を聞きましたけれども、非常にうまく誤魔化しているものと思います。デザインマンホールは、今現在横浜市は全部デザインマンホールです。すなわちベイブリッジが書かれております。全部デザインマンホールです。ここで問題にしているのは、さっきからも、委員のほうからもお話がありましたが、ベ이스ターズの宣伝のものを添付したマンホールが許されるのかということを行っています。普通のデザインマンホールではありません。その添付された、簡単に言うと二次占用されているものだと思いますが、この二次占用されているベ이스ターズのものがどうなのかということを知っているのであって、それをさっきから申し上げているように、横浜市が寄附を受けたんだから、横浜市環境創造局のものだから、お金を取らないとか、非常にうまく誤魔化しております。

それから、たくさんの全国のデザインマンホールの写真を寄こしていますが、横浜市の今現在のいわゆるベ이스ターズとかそういうの関係なしに設置されているマンホールは全てデザインマンホールです。それをうまく誤魔化して、違ったことを言っているんだと思います。デザインマンホールの種類を問題にしているのであってですね、よくないと思います。

それから、今、広島の話が出ましたけれども、どうもはっきりした回答じゃないから、私どもとしても広島を調べますが、いわゆる横浜市と同様の扱いをしているとは思われません。まず、広島市のマンホールを見ても、これはいわゆるデザインされたカバーを取り付けてはいないですね、これを見るとね。マンホールそのものがそのものになっているということで、横浜市のものとは全く違うと思います。

○請求人 私、広島で現物を見たんですけども、ベイブリッジと同じ、彫りもんでできた蓋でした。それとあと富士宮もやっぱし彫りもので、ああいうカバーを後づけではなかった

ですね。

あとちょっと、ずれて申しわけないんですけども、先ほどから環境創造局所管の下水道マンホールと言われているものは港湾区域で下水道移管されたものが100枚以上、港湾局のマークがついたものが、いまだに20年以上現存しているのはちょっといかなるもんかなど。今、言われた道路局さんとか、環境創造局さんが言われている意図とちょっとずれているんじゃないですかというので、ちょっと参考のために言わせていただきました。

以上です。

○藤野代表監査委員 まだ少し時間ありますが、よろしいですか。

それでは、これもちまして住民監査請求に係る陳述の聴取を終了いたします。

閉会 午後4時3分